

独立行政法人  
国立科学博物館

# 遺贈・相続財産 寄付のご案内



お問い合わせ・ご相談は

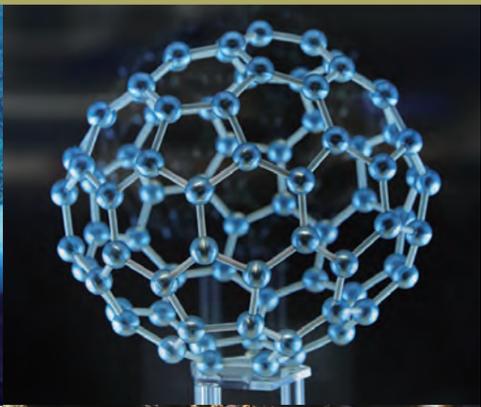
国立科学博物館 科学系博物館イノベーションセンター寄付受入担当

**TEL** 03-5814-9858

**Mail** [kifuizou@kahaku.go.jp](mailto:kifuizou@kahaku.go.jp)

 国立科学博物館  
National Museum of Nature and Science

 国立科学博物館  
National Museum of Nature and Science



## 目次

- P2** はじめに
- P3** 国立科学博物館への遺贈  
遺言書への記載・相続財産のご寄付
- P4** 遺贈の流れ  
協定を結んでいる金融機関  
有価証券・不動産の現金化
- P5-6** よくあるご質問



### はじめに

皆様のお気持ちを、地球の宝を守り、  
未来へ引き継ぐための活動に託していただけませんか？

独立行政法人国立科学博物館(以下「当館」)への遺贈をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当館の主な事業は、「自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査・研究」、「標本資料の収集・保管」、「展示・学習支援」です。

この3つの主要事業を通じて、**人々が、地球や生命、科学技術に対する認識を深めることに寄与いたします。**そして、将来のまだ見ぬ発見のため、新発見の証拠となる標本・資料を半永久的に保存し、未来の子ども達に確実に引き継いでいきます。

#### 自然史・自然科学に関する調査・研究



#### 自然史・自然科学に関する標本資料の収集・保管



#### 展示・学習支援



## 当館への遺贈について

所有されている財産を遺言により任意の個人や団体へ寄付することを「遺贈」または「遺贈寄付」といいます。当館では、通常の寄付とともに、「遺贈」によるご寄付を受け付けております。当館へのご遺贈をお考えの方は専門家(弁護士・司法書士・行政書士・金融機関等)にご相談の上、遺言書(自筆証書遺言、公正証書遺言等)の作成をしていただき、遺言書の中で、遺言執行者(遺言の内容に基づき遺言者の遺志を実現する方)を指定いただくことをおすすめいたします。なお、遺言書で遺贈を希望された場合でも、遺言書で指定された遺言執行者がそのような遺言書が存在することを認識していない場合等、結果として、ご遺贈のお気持ちが実現しないこともありますので、後記いたします点をよくお読みくださいますよう、お願いいたします。

### 遺言執行者の選任

遺言書で、遺言執行者をご指定くださるようお願いいたします。

遺言執行者を指定するにあたっては、弁護士・司法書士・行政書士・金融機関等の専門家から選任することをおすすめいたします。当館は遺言執行者や遺言執行者の選任の委託をお引き受けできませんのでご了承ください。

なお、遺言書で遺言執行者を指定していない場合、遺言書に基づく遺贈を実行するためには、相続人の方や受贈者が、家庭裁判所に対し、遺言執行者の選任申立てをしなければならぬ可能性がありますのでご注意ください。

### 遺言書への当館の記載について

**名称** 独立行政法人 国立科学博物館  
**所在地** 〒110-8718 東京都台東区上野公園7-20

### 相続財産のご寄付について

遺言書に基づく遺贈のほか、相続人の方が、遺産分割協議その他の方法で、相続財産からのご寄付も受け賜ります。相続財産のご寄付は、寄付申込書をご記載いただきます。

恐れ入りますが、以下担当へご連絡をお願いいたします。

国立科学博物館 科学系博物館イノベーションセンター 寄付受入担当

**TEL** 03-5814-9858 **Mail** kifuzou@kahaku.go.jp

### 遺贈・相続寄付の税制優遇

公益を目的とする事業を行う特定の法人に遺贈された財産、及び相続税の申告期限までに相続人が寄付された財産は相続税の対象としないという税制上の特例がございます。

相続税の申告に必要なご寄付の証明書類として、当館では寄付金の受入証明書を発行しております。税制上の取扱いに関しましては、税理士等の専門家へご相談ください。

## 遺贈の流れ

- 1 遺言書(公正証書遺言、自筆証書遺言)の作成、遺言執行者の選任**  
遺言書の作成、遺言執行者の指定(選任)は専門家にご相談されることをおすすめしております。
- 2 遺言の効力発生、遺言執行者による遺言書に基づく遺言の執行**  
遺言書で指定されていた遺言執行者が就任を承諾した場合、または、遺言書で遺言執行者が指定されておらず、家庭裁判所が遺言執行者を選任した場合、その遺言執行者は遺言の内容を実現するための遺言執行を行います。遺言執行者から当館に通知が届きましたら、当館内で遺贈の受け入れを検討し、遺言執行者へご連絡差し上げます。
- 3 遺言執行者による寄付の手続き**  
寄付金申込書にご記入いただき、当館へご提出いただきます。
- 4 寄付金受入証明書等の発行**  
遺贈手続き完了後、当館においてご寄付に対する寄付金受入証明書、感謝状を発行いたします。遺言執行者を通じて感謝状の要否・お送り先を確認いたします。  
※寄付金受入証明書の発行に2週間～3週間程度お時間をいただいております。

皆様から賜りましたご寄付は、当館の公益目的事業へ大切に活用いたします。

### 当館が協定を結んでいる金融機関等

- 1 三井住友信託銀行 上野支店**  
03-3834-3131(代表)
- 2 Ready For遺贈 レディーフォー遺贈寄付サポート窓口**  
0120-948-313(通話料無料)  
**受付時間** 平日10:00～17:00(年末年始を除く)

### 受け入れ可能な遺贈(有価証券・不動産等現物資産の現金化について)

恐れ入りますが、当館は現物寄付を直接受け入れることができません。

有価証券や不動産等につきましては、遺言により指定された遺言執行者による現金化の後、当館への遺贈をお願いしております。遺言書の内容によっては、遺言執行者による現金化が難しいことがあり、その場合、受け入れができない可能性もありますので、遺言書を作成される際に、その点について専門家とよくご相談いただくことをおすすめいたします。恐れ入りますがどうぞよろしくお願いいたします。

**Q 遺贈寄付は少額でも可能でしょうか。**

**A** 1万円以上のご寄付でしたら、金額は基本にご自由に決めていただいて差支えございません。

**Q 自筆証書遺言でも問題ないでしょうか。**

**A** 遺言の種類は、遺言者ご本人がお選びいただいて差支えございません。しかしながら、自筆証書遺言を専門家に相談されることなく、ご自身で作成され、身近に保管される場合は、法律的な要件を欠く、発見されない、紛失などで遺言が執行されない危険性があります。そのため、自筆証書遺言を作成される場合は専門家に相談の上で作成されることをおすすめいたします。また、方式の不備で遺言が無効となるおそれがなく、公証役場で保管される公正証書遺言での作成や、遺言書保管官の外形的なチェックが受けられる、自筆証書遺言書保管制度の利用もおすすめしております。

**Q 遺言書を作成する際、法律的な点以外に、気を付けておいた方が良い点はあるでしょうか。**

**A** 遺言執行者の指定は、法律上不可欠ではありませんが、遺贈の実現のため、遺言書で指定をすることをおすすめいたします。遺言書で遺言執行者の指定がなされていない場合でも、相続人全員の協議が調えば遺贈が実行される可能性があります。相続人の方や受贈者が、家庭裁判所に対して遺言執行者の選任申立てをして遺言執行者を選任していただくと、遺言書に記載される遺贈がより確実に実行されることとなります。なお、遺言書で遺言執行者を指定された場合でも、その遺言執行者が遺言書の存在を認識していない場合には遺贈が実現しない可能性があります。また、遺言執行者として指定された方が、何らかの理由により、遺言書の存在を明らかにせず、あるいは、遺言執行を行わないという対応をされた場合にも、遺贈が実現しない可能性があります。

このように、遺言によって遺贈が実行されるには、法律的に有効な遺言書を作成することに加えて、遺言書で、信用できる者を遺言執行者に指定することも大事ですので、専門家に遺言書の作成を相談される際は、遺言執行者として誰を指定するかも併せて相談することをおすすめいたします。

**Q 包括遺贈は受け入れ可能ですか。**

**A** 包括遺贈、特定遺贈にかかわらず、遺贈の受け入れ可否につきましては、遺言の効力発生後、遺言執行者からの通知、寄付のお申込みを頂戴した上で個別に判断いたしますので、ご了承いただければ幸いです。検討にあたり、遺言執行者あるいは相続人の方に債務の有無など詳細をお伺いする場合がございます。

**Q 不動産や有価証券は受け入れ可能ですか。**

**A** 恐れ入りますが、遺言執行者に現金化していただいた上で、ご寄付(清算をしていただき遺贈)いただけますようお願いしております。遺言書の内容によっては遺言執行者による現金化が難しいことがありますので遺言書を作成される際に専門家とご相談されることをおすすめします。

**Q 遺贈の使い道を指定することは可能ですか。**

**A** 当館の活動の範囲内の事業については可能です。詳細な使い道のご指定希望がございましたら、問い合わせ先にお気軽にお問い合わせください。

**Q 遺言執行者に当館を指定することは可能ですか。**

**A** 恐れ入りますが、当館は遺言執行者や遺言執行者選任の委託をお引き受けすることができません。遺言執行者の指定(選任)につきましても専門家(弁護士・司法書士・行政書士・金融機関等)にご相談されることをおすすめしております。

**Q 遺留分の侵害となる遺言書を作成します。問題ないでしょうか。**

**A** 当館への寄付(遺贈)につきましては、遺留分を侵害しない範囲でお願いしております。遺留分の侵害がある場合は遺贈の受け入れが困難となる場合もございますのであらかじめご了承ください。

**Q 遺留分権利者が「相続財産は不要、侵害額の請求はしない」と話をしている場合は、遺留分を侵害する内容の遺言書でも問題ないでしょうか。**

**A** 遺留分権利者は、相続開始および遺留分を侵害する贈与または遺贈を知ったときから1年以内であれば、遺留分侵害額請求権を行使して、遺留分を侵害された額相当の金銭を受遺者に請求できます。この遺留分を行使しないことを相続発生前に約束していたとしても、その約束を有効なものとするためには、相続発生前に、家庭裁判所に対して遺留分の放棄の許可申立てを行い、許可を得る必要があります。その許可が無い場合、遺留分の事前放棄は原則無効となります。

従いまして、相続発生前に、遺留分を行使しないことのお話がでていたとしても、家庭裁判所の許可がなされていない場合には、相続発生後に行使された遺留分侵害額請求権は原則として有効となります。

当館において、一度賜った寄付金をお戻しすることは難しいため、そのような可能性がある場合は、遺贈ではなく、生前の寄付にお切替えいただく、遺留分権利者が相当額を相続した上で、被相続人の財産が残った場合にご寄付いただく、相続人が被相続人のご遺志に基づいて相続された一部を寄付いただく(遺贈ではなく、相続人からの任意寄付)などをご提案させていただきます。また、専門家に、そのような問題が生じない内容の遺言書を作成することが可能かをご相談することもおすすめいたします。

**Q 遺言書を作成した後、報告は必要でしょうか。**

**A** 当館へのご報告は任意です。遺贈者のお名前、ご住所、Mailアドレスなどをお教えいただけましたら、活動レポートをお送りいたします。

**Q 専門家や金融機関を紹介してもらえますか。**

**A** 個別のご紹介はできかねますので、本資料4ページの「協定を結んでいる金融機関等」にお問い合わせください。なお、各社が提供している遺言信託などのサービスを利用される場合、各社が定めた所定の手数料等がかかります。あらかじめご了承ください。